

JCSS校正申込書 力計 (JIS B 7721に準じる校正方法)

日本計測システム株式会社 JCSS校正部 御中 年 月 日

申込者会社名: _____

担当者名: _____ 印

住所: 〒 _____

電話番号: _____ FAX番号: _____

力計(力指示計)の校正を下記条件に基づいて申し込みます。

力計(力指示計)の名称				力計(力指示計)の型式		
製造者						
製造番号			製造年月	年	月	
校正をする力	N, 圧縮・引張					
前回の校正期日	年	月	日	前回の証明書番号		
相対往復誤差の決定	する	しない	(指定なき場合は、”する”又は、前回の証明書と同じと致します)			
校正希望日	年	月	日	～	年	月

前回と同じ場合には、以下の記入は不要です。

所有者	社名					
	住所	〒				
適用規格	力計 (J I S B 7 7 2 1 に準じる校正方法)					
付属品等計測に必要なケーブル等の使用の記載						
同時に検証する付属品等						
証明書送付先	社名					
	住所	〒				
校正料金請求先	社名					
	住所	〒				

申し込み内容の訂正又は、変更の記録 (記録には日付、顧客側担当者名及び記入者の印又はサインが必要)

※下欄には記入しないで下さい。

受付日	検印	校正日	校正証明書番号	確認印 校正部長	校正手数料

準備	一般検査	確認印
<input type="checkbox"/> JCSS校正データシートの印刷 <input type="checkbox"/> おもり及び補助機器の確認	<input type="checkbox"/> 型式、能力、製造番号、製造者、製造年月 <input type="checkbox"/> 機能上問題のある割れや欠けなどの不具合 <input type="checkbox"/> 力を軸方向に加えるようになっていること <input type="checkbox"/> アナログ表示の目盛板と指針 <input type="checkbox"/> 接続ケーブルに痛みや被覆の剥がれなどの不具合	<input type="checkbox"/>
その他特記事項		
到着時の同梱品 無 有 ()		

J C S S校正申込にあたっての注意事項

1. お客様が本申込書（申込者控）を受領後、その内容を変更しようとする場合は、その旨をご連絡ください。この場合の校正料金、終了予定日等については、改めて協議させていただきます。ただし、校正開始後の中止の場合はそれまでの実費で精算させていただきます。
2. お客様のご希望により20%未満で校正を行う場合は、限界値をを含む 10% 5% 2% 1% 0.5% 0.2% 及び0.1%の測定点で実施します。
但し、この校正は別途校正料金が必要になります。又、2N以下の校正は出来ません。
3. 校正料金の見積金額及び終了予定日は、標準工程に基づいたものです。校正の目的を達成するために校正内容の変更又は追加を行う必要が生じた場合には、校正料金の見積額及び終了予定日は変更できるものといたします。
4. 天災地変、その他不可抗力により、校正の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責めに任じないものといたします。
5. 当社の責めに帰すことができない事由（改善、要修理等）が発生した場合は、事後の処理について協議させていただきます。この場合、校正料金、終了予定日等を変更できるものといたします。
6. ご依頼を受けた計測器の校正に際しては、当社が作成した校正手順書に基づいて行います。この校正手順書に定める校正方法は、JIS又は国際規格等によって校正方法が定められている計測器については、その校正方法に準拠しております。
7. 校正証明書に記載される校正項目は、JIS又は国際規格等に定める校正項目を必ずしも全部を含むものではありません。
8. 校正を行った項目の校正値は、校正したときの測定量を報告しております。その測定量について校正証明書ではJIS又は国際規格等に照らしての等級及び合・否の判定を行っておりません。
9. 校正証明書とは別に校正値について判定をご希望される場合は、校正のお申込時に判定基準等をお知らせ下さい。別紙にて判定結果報告書を発行します。なお、発行に際しては別途料金をご請求いたします。
10. 校正証明書に報告される環境条件が範囲で示される場合は、校正が行われた環境範囲を表すものです。
11. 機器類に貼付される校正証ラベルは、別に発行された「校正証明書」の校正項目についてのみ、校正されたことを意味し、その計測器が有する全ての機能について校正されたことを意味しておりません。
12. この校正で知り得た情報は、他に漏らさないことを約束します。
13. 校正結果に関する異議又は苦情等は、内容を調査又は審議し、その結果を必要に応じ文書により回答させていただきます。
14. お申込まいただいたお客様の個人情報、校正業務に係るご連絡並びに当社の商品案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。
15. その他、上記に記載ない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び申込者は、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものといたします。
16. 本JIS B 7721に準じる校正手法による校正は一般用途の力計を対象としたものであり、一軸試験機の力測定系の校正に参照標準として使用する力計については、別途JIS B 7728に規定された校正方法により校正する必要があります。

以上